

2021年 8月18日  
8月20日 青字の4地域を追加

## 重要なお知らせ

### 《令和3年8月11日からの大雨》により被災された皆様のコープ共済掛金の特別措置 について

グリーンコープ共済生活協同組合連合会

令和3年8月11日からの大雨により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。  
CO・OP共済は、島根県、広島県、福岡県、佐賀県の一部の地域に居住する共済契約者様に、共済掛金の払込猶予期間延長するお取り扱いをさせていただきます。下記の特別措置の内容に該当する方がおられましたら、所属生協の支部・センターまでご連絡をお願いします。

#### 令和3年8月11日からの大雨による特別措置対象地域

適用災害名	災害救助法の適用月	適用商品	適用地域	適用となる期間	申出受付期限
令和3年8月11日からの大雨	2021年8月	《たすけあい》 《あいぶらす》 《ずっとあい》 《火災共済》	【島根県】	申出月を含む 6ヵ月	2022年2月28日
			江津市(ごうつし)		
			邑智郡川本町(おおちぐんかわもとまち)		
			邑智郡美郷町(おおちぐんみさとちょう)		
			【広島県】		
			広島市(全区)(ひろしまし)		
			三次市(みよしし)		
			安芸高田市(あきたかたし)		
			山県郡北広島町(やまがたぐんきたひろしまちょう)		
			【福岡県】		
			久留米市(くるめし)		
			八女市(やめし)		
			みやま市(みやまし)		
			【佐賀県】		
			武雄市(たけおし)		
			嬉野市(うれしのし)		
			杵島郡大町町(きしまぐんおおまちちょう)		
			【長崎県】		
雲仙市(うんぜんし)					
南島原市(みなみしまばらし)					

#### 対象商品

- 《たすけあい》《あいぶらす》《終身生命》《終身医療》《個人賠償責任保険》を対象とします。
- 《火災共済》は、全労済の取り扱い基準（災害救助法の適用に関わらず、災害の程度により、都度、掛金払込猶予期間の延長を設けるかどうかを判断）に準じることとします。

## 対応内容

- (1) 契約者様より共済掛金の払込猶予の申し出があった場合、共済掛金請求を一定期間停止します。
- (2) 《たすけあい》《あいぷらす》《個人賠償責任保険》は、申出月を1ヶ月目とする7ヵ月目の5日（5日が土日祝日の場合は翌営業日）、請求停止期間の掛金を一括請求します。
- (3) 《終身生命》《終身医療》、インターネット加入契約は、申出月を1ヶ月目とする7ヵ月目の26日（26日が土日祝日の場合は翌営業日）、請求停止期間の掛金を一括請求します。
- (4) 共済掛金の請求停止、および停止期間内の請求再開のお取扱いは、以下のフリーダイヤルまで、ご連絡ください。

《たすけあい》《あいぷらす》《終身生命》《終身医療》に ご加入の方

**☎ 0120-50-9431** 受付時間 9時～18時（日曜日定休日・祝日営業）

火災共済、自然災害共済に ご加入の方

**☎ 0120-6031-43** 受付時間 9時～18時（日曜日定休日・祝日営業）